

コミュニティ通訳（翻訳）ボランティア育成・活動促進事業 共催事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益財団法人 大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が、地域の国際交流協会等（以下「協会等」という。）とともに、地域における多言語サービスを円滑に提供するため、コミュニティ通訳（翻訳）ボランティアの育成・活動を促進することを目的とする。

（対象事業）

第2条 コミュニティ通訳・翻訳に関する内容で、次に掲げる各号の全てに該当する事業について、市町村や市町村国際交流協会等と共同で開催する。ただし、やさしい日本語を基本にした事業は、対象外とする。

- (1) 語学ボランティアを対象とした事業であること
- (2) 多言語支援を目的とした事業であること
- (3) 参加者のうち希望する者には、財団のボランティア登録案内をすること

（共催の協議）

第3条 共催団体は、財団に共催を申請するにあたって、実施内容、PRの方法、見込参加者数等を精査のうえ、事業実施の3ヵ月前までに協議しなければならない。

2 過去に共催事業を実施した市町村、協会においては、既実施の成果や反省点を踏まえた改善点を明記した事業計画書を提出しなければならない。

（共催申請）

第4条 共催事業の開催を希望する団体は、原則として開催日の1ヵ月前までに、共催事業計画書（様式1）、共催事業予算書（様式2）を財団へ提出しなければならない。

（財団の経費負担）

第5条 様式2で示された経費のうち、職員人件費、委託費、備品、飲食に係る費用（会議費等を除く）以外に対して、業務分担、研修の内容、全体経費等に応じて、10万円を上限として負担することができる。ただし、謝金については当財団の規定に基づいた金額とする。

（共催決定及び通知）

第6条 共催事業は第4条に掲げる書類をもって審査・決定し、選定結果を申請団体へ通知する。

- (1) 財団は、提出された共催事業計画書を審査した後、共催の可否を決定し、速やかに結果を申請団体へ通知する。

- (2) 共催可の決定を受けた申請団体は、速やかに以下の書類を財団へ提出することとする。
- (ア) 共催者名が明記された事業実施要領
 - (イ) 広報資料（ちらし、パンフレット等）

(事業報告書)

第7条 共催団体は、事業終了後、速やかに共催事業計画書（様式1）の各項目の実績と事業の成果を記載した共催事業報告書（様式3）及び共催事業決算書（様式4）を財団へ提出しなければならない。

2 財団に負担金を求める場合は、共催負担金請求書（様式5）を提出しなければならない。

3 財団は前項に掲げる書類を検査し、不備がある場合は協会等に修正を求めることができる。

(その他)

第8条 やむを得ず共催事業に変更・中止が生じた場合は、共催事業変更の届出（様式6）を速やかに財団へ提出することとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。